

議会運営委員会

令和7年11月19日(水)

1 令和7年第4回葛飾区議会定例会の開催について

(1) 付議事件案について (別紙)	予算案	1件
	条例案	5件
	契約案	13件
	人事案	3件
	その他	1件 [計23件]
(2) 会期について (別紙)	令和7年12月3日(水)～12月17日(水)	15日間
(3) 区政一般質問について (別紙)	通告締切	11月28日(金) 午後2時
(4) 請願等について	初日付託	12月1日(月) 受付分まで
(5) 意見書等の提出について	件名・案文締切	12月1日(月) 午後4時
(6) 署名議員	4番 菅野勇人	議員
	5番 鈴木信行	議員
	39番 大高拓	議員

2 その他

(1) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について (別紙)
--

【次回日程】

11月25日(火) 議会運営委員会理事会 午後1時／ 議会運営委員会 午後2時

令和7年第4回葛飾区議会定例会付議事件名

- 1 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第3号）
- 2 葛飾区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例
- 4 葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 5 葛飾区立公園条例の一部を改正する条例
- 6 葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例
- 7 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設電気設備工事請負契約締結について
- 8 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設給排水衛生設備工事請負契約締結について
- 9 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設空調設備工事請負契約締結について
- 10 (仮称) 葛飾区子ども未来プラザ白鳥電気設備工事請負契約締結について
- 11 (仮称) 葛飾区子ども未来プラザ白鳥空調設備工事請負契約締結について
- 12 葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事請負契約締結について
- 13 葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事請負契約締結について
- 14 葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事請負契約締結について
- 15 葛飾区地域産業振興会館受変電設備及び非常用発電設備改修工事請負契約締結について
- 16 葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低圧幹線等改修工事請負契約締結について
- 17 葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事請負契約締結について
- 18 都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その3）及び排水施設（その2）工事請負契約締結について
- 19 水元小合溜河川環境改善（汚泥処理設備改修等）工事請負契約締結について

20 葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

葛飾区副区長の選任同意方について（依頼）

葛飾区農業委員会委員の任命同意方について（依頼）

葛飾区農業委員会委員の任命同意方について（依頼）

令和7年第4回葛飾区議会定例会（案）

月	日	曜	議会日程等
11月	19日	水	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（件名報告）
	20日	木	（常任委員会）
	21日	金	（常任委員会）
	22日	土	
	23日	日	
	24日	月	
	25日	火	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（議案説明）
	26日	水	（議案送付）
	27日	木	
	28日	金	一般質問通告締切
	29日	土	
	30日	日	
12月	1日	月	請願等締切・意見書等件名及び案文締切
	2日	火	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	3日	水	本会議
	4日	木	第（本会議）
	5日	金	4常任委員会
	6日	土	
	7日	日	定
	8日	月	常任委員会
	9日	火	常任委員会
	10日	水	常任委員会
	11日	木	特別委員会
	12日	金	特別委員会
	13日	土	15
	14日	日	
	15日	月	特別委員会
	16日	火	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	17日	水	本会議

一般質問について

○葛飾区議会先例集

第8章 発言

第3節 一般質問

1 一般質問は招集日に行う。ただし、第1回定例会においては、代表質問の終了後に引き続き行うものとし、二日間を通じて代表質問・一般質問が終わらない場合には、3日目の午前10時に本会議を開催し、続けて一般質問を行う。(平成16年2月5日議運委決定)

2 一般質問を行う本会議については、質問予定者が7名以上の場合には二日間にわたり本会議を開催し、初日に6名まで(質問予定者が7名の場合は5名まで)、翌日に残りの一般質問、議案の付託等を行う。

この場合、会議の開始時間は、いずれも午前10時とする。

なお、会派数に変更が生じ、そのことによって質問者数が現行(原則として最大でも9名)より増えた場合は、別途調整する(平成15年10月16日議運委決定)。

3 複数の無所属議員から一般質問通告があった場合の登壇順序は、交渉会派所属の議員が一巡した後に、無所属議員全員が行い、さらに交渉会派の2巡目と続ける。

複数の無所属議員から一般質問の通告があった場合の登壇順序については、まず交渉会派所属の議員が行い、各会派が一巡した後に無所属議員全員が続けて行い、その後に、各交渉会派所属議員の2巡目以降に続けるものとする。なお、無所属議員間の順序については、ローテーションを原則に、当事者同士の協議により決定するものとし、協議が整わない場合には議会運営委員会において決定する。(平成16年9月1日議運委決定)

4 議員は、区の一般事務に関し、議長の許可を得て質問することができる。(会規85Ⅰ)

ただし、その順序は、議会の議決で変更することができる。

5 質問しようとする者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。(会規85Ⅱ)

質問通告書の提出期限は、招集日の3日前(休日を除く)の午後2時までとするのが例である。(平成10年10月17日 議運委決定)

ただし、第1回定例会においては、招集日の翌々日(休日を除く)の午後2時までとするのが例である。(平成14年1月31日 議運委決定)

6 質問時間は会派の構成数による持ち時間制とするのが例である。

持ち時間は、会派の基礎時間を15分とし、これに所属議員数一人あたり3分を乗じて得た数と合算し、端数を整理するのが例である。(平成14年1月31日 議運委決定)
なお、持ち時間には答弁時間は含まない。

1 会派の順序について

自民党 → 公明党 → 区民連 → 共産党 → か立憲 → みらい → 無所属

2 会派の持ち時間について

会派名等	基礎時間分	議員数割合分	合計	端数整理時間
自民党	15分	10人 × 3分 = 30分	45分	45分
公明党	15分	8人 × 3分 = 24分	39分	40分
区民連	15分	4人 × 3分 = 12分	27分	30分
共産党	15分	4人 × 3分 = 12分	27分	30分
か立憲	15分	3人 × 3分 = 9分	24分	25分
みらい	15分	2人 × 3分 = 6分	21分	25分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分
無所属	15分	1人 × 3分 = 3分	18分	20分

3 通告締切について 令和7年11月28日（金）午後2時

7 東広総総第 513 号
令和 7 年 1 月 14 日

各選挙圏域議会議長様

東京都後期高齢者医療広域連合
選挙長 山田 秀之
(公印省略)

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を実施します。

記

1 選挙期日等

(1) 選挙名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2) 選挙すべき区分	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）
(3) 選挙すべき議員数	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）1 人
(4) 選挙候補者の届出期間	令和 7 年 1 月 2 日（火）午前 9 時から 令和 7 年 1 月 10 日（水）午後 4 時まで
(5) 選挙期日	令和 7 年 1 月 15 日（月）から 令和 7 年 1 月 22 日（月）まで
(6) 選挙会日時	令和 7 年 1 月 23 日（火）午前 10 時から
(7) 選挙会場所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 今回の補欠選挙について

今回実施する補欠選挙は、規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）から選出された議員に 1 名の欠員が生じたため、規則第 14 条に基づき、当該区分において実施するものです。

3 候補者の推薦について

- (1) 各選挙圏域議会において、規約第 8 条第 1 項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第 4 条第 1 項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第 1 号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届出をお願いします。
- (2) (1) による届出には、下記の書類を添付願います。
 - ・ 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（別記第 1 号様式（1））
 - ・ 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第 1 号様式（2））
 - ・ 承諾書（別記第 2 号様式）
 - ・ 規則第 4 条第 2 項の規定による候補者の推薦の決定に係る議決賛本又は推薦証明書

(3) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第1号様式（2））及び承諾書（別記第2号様式）に記載する候補者の氏名は戸籍氏名で、住所は住民票上の表記で記載願います。

(4) 候補者の推薦に関しては、各選挙圏域議会の機関意思として議決していただくことを原則としておりますが、各選挙圏域議会における選挙（投票による選挙又は指名推選）により推薦者を決定する方法に関しても議決と同様の取扱とさせていただきます。なお、選挙は、各選挙圏域議会の会議規則等に従つて行っていただくことになります。

4 選挙について

(1) 規約第8条第2項及び第3項の規定により、各選挙圏域議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

(2) (1)の選挙に係る候補者名簿については、選挙長が、選挙候補者の届出期間終了後に候補者の氏名、性別及び所属議会等を各選挙圏域議会の議長宛てに通知します。この際、各選挙圏域において候補者が定数を超えた場合、超えない場合のいずれの場合においても、各議会における投票による選挙の実施の有無について併せて通知します。

(3) 選挙圏域において候補者が定数を超えた場合は、各議会で、各議会の会議規則等に従い、投票による選挙を行っていただきます。開票結果は、規則第6条の規定に基づき、選挙結果報告書（規則別記第3号様式）により選挙長にご報告願います。

(4) 選挙圏域において候補者が定数を超えた場合は、規則第8条第1項の規定に基づき、各選挙圏域議会での投票による選挙は行いません。

(5) 規則第7条に規定する選挙会を令和7年12月23日（火）（無投票の場合は令和7年12月11日（木））に開き、東京都後期高齢者医療広域連合規約第8条第4項の規定により当選人を決定した後、規則第9条の規定に基づき、当選人に当選の旨を告知します。同時に、規則第11条の規定に基づき、選挙結果を各市区町村の長及び議会の議長に報告します。

5 議員の任期について

令和7年12月23日（無投票の場合は令和7年12月11日から）から令和9年7月1日まで（前任者の残任期間）

6 スケジュールについて

選挙の全体スケジュールについては、別添「東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）スケジュール」を参照願います。

【お問合せ先】

東京都後期高齢者医療広域連合

総務部 総務課 総務係 渡邊

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階

電話：03-3222-4475 FAX:03-3222-4477

メール：soumu@tokyo-kouiki.jp



東京都後期高齢者医療広域連合告示第207号

令和7年11月14日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 山田 秀之



東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

記

1 選挙期日等

(1) 選挙名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2) 選挙すべき区分	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員）
(3) 選挙すべき議員数	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員）1人
(4) 選挙候補者の届出期間	令和7年12月2日（火）午前9時から 令和7年12月10日（水）午後4時まで
(5) 選挙期日	令和7年12月15日（月）から 令和7年12月22日（月）まで
(6) 選挙会日時	令和7年12月23日（火）午前10時から
(7) 選挙会場所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 候補者の推薦

- (1) 東京都の区域内の区の議会において、規約第8条第1項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第4条第1項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第1号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ること。
- (2) (1)による届出には、規則第4条第2項の規定により、候補者の推薦の決定に係る議決賛本又は推薦証明書及び承諾書（規則別記第2号様式）を添付すること。

3 選挙の方法

規約第8条第2項及び第3項の規定により、各区の議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。

東京都後期高齢者医療広域連合議員補欠選挙（区）スケジュール

日 稲	広域連合（選挙長）	区議会事務局	広域連合議員	備 考
11月14日（金） 告示 18日間		<p>※辞職等が判明した場合は、速やかに広域連合にご一報をお願いします。</p> <p>辞職願は議会事務局を通じて提出</p> <p>対象圏域自治体に通知</p>	辞職・失職	<p>◆広域連合議員任期内で、議長交替等により広域連合議員を変更する場合等は辞職願が必要。（失職（議員任期満了等）の場合は不要）</p> <p>◆該当者全ての辞職日等以降の日付で補欠選挙日程を調整。</p> <p>◆選挙長は、選挙を行う旨及び候補者の届出期間を、少なくとも候補者の届出期間の初日の14日前までに告示する。（選挙規則第3条）</p>
12月2日（火） 9時から		<p>候補者を推薦する【議決】 ※告示～候補者届出受付期間内（11月14日～12月10日）に推薦議決</p> <p>候補者推薦届出書提出 (添付:候補者の承諾書、議決書)</p> <p>※候補者届出受付期間（12月2日～12月10日）内に届出書提出</p>	候補者推薦の本人承諾	<p>◆各区市町村の議会の推薦のあつた者を候補者とする。（規約第8条第1項）</p> <p>◆各区市町村の議会は、候補者の承諾書及び議決書を添え、候補者推薦届出書を選挙長宛てに提出する。（議員選挙規則第4条）</p>
12月10日（水） 16時まで		<p>候補者推薦届出書受理</p> <p>選挙長へ送付</p>		
12月11日（木）	<p>候補者一一定数の場合</p> <p>候補者>定数の場合</p> <p>【無投票】</p> <p>【選挙】 ※実施実績なし</p> <p>選挙実施を決定</p> <p>候補者の氏名等を 圏域に応じ 各議会へ通知</p> <p>選挙会</p> <p>当選人決定</p> <p>告示 選挙結果通知</p>			<p>◆圏域とは、①特別区②市③町村の3つの選挙区分をいう。</p> <p>【候補者数が定数どおりの場合】</p> <p>◆各圏域において候補者が定数と同数の場合には無投票当選となる。（議員選挙規則第8条）</p>
12月15日（月） ～ 12月22日（月）		<p>選挙実施通知及び 候補者名簿の受領</p> <p>各議会で選挙を実施 (投開票まで行う)</p> <p>選挙結果報告書作成・提出</p> <p>各議会からの 選挙結果受領</p> <p>各議会の得票 数を累積</p>	投票	<p>【候補者数が定数を上回った場合】</p> <p>◆各圏域において候補者が定数を超えた場合、各区市町村議会で選挙を行う。（規約第8条第2項）</p> <p>※実施実績なし。</p> <p>◆選挙実施後、選挙結果報告書を作成し、選挙長宛てに送付する。</p>
12月23日（火）		<p>当選人決定</p> <p>告示 選挙結果通知</p>		<p>◆選挙長は、開票結果の報告を受け、累積した得票数により、選挙立会人立ち会いの上、当選人を決定する。</p>

※任期は、当選人決定日より令和9年7月1日（前任者任期）までとする。